



- 1.川崎遺跡 2.川崎貝塚 3.上福岡貝塚・権現山遺跡 4.川崎横穴群 5.ハケ遺跡 6.長宮遺跡 7.城山城跡 8.丸橋遺跡 9.松山遺跡 10.滝遺跡 11.富士見台横穴群 12.羽沢遺跡 13.黒井戸遺跡 14.打越遺跡 15.水子大応寺前貝塚 16.大井戸跡遺跡 17.東台遺跡 18.鷹森遺跡

第1図 遺跡位置図



第2図 遺跡位置図(2) (1/10,000)

川 越 市

I 調査に至る経過

上福岡市は東京より30K圏内にあたる至近距離にあるために宅地化が昭和30年代より始まり、現在まで及んでいる。最近宅地化も鈍くなってきたが、それでも、遺跡に対しては何らかの影響を与える所がある。

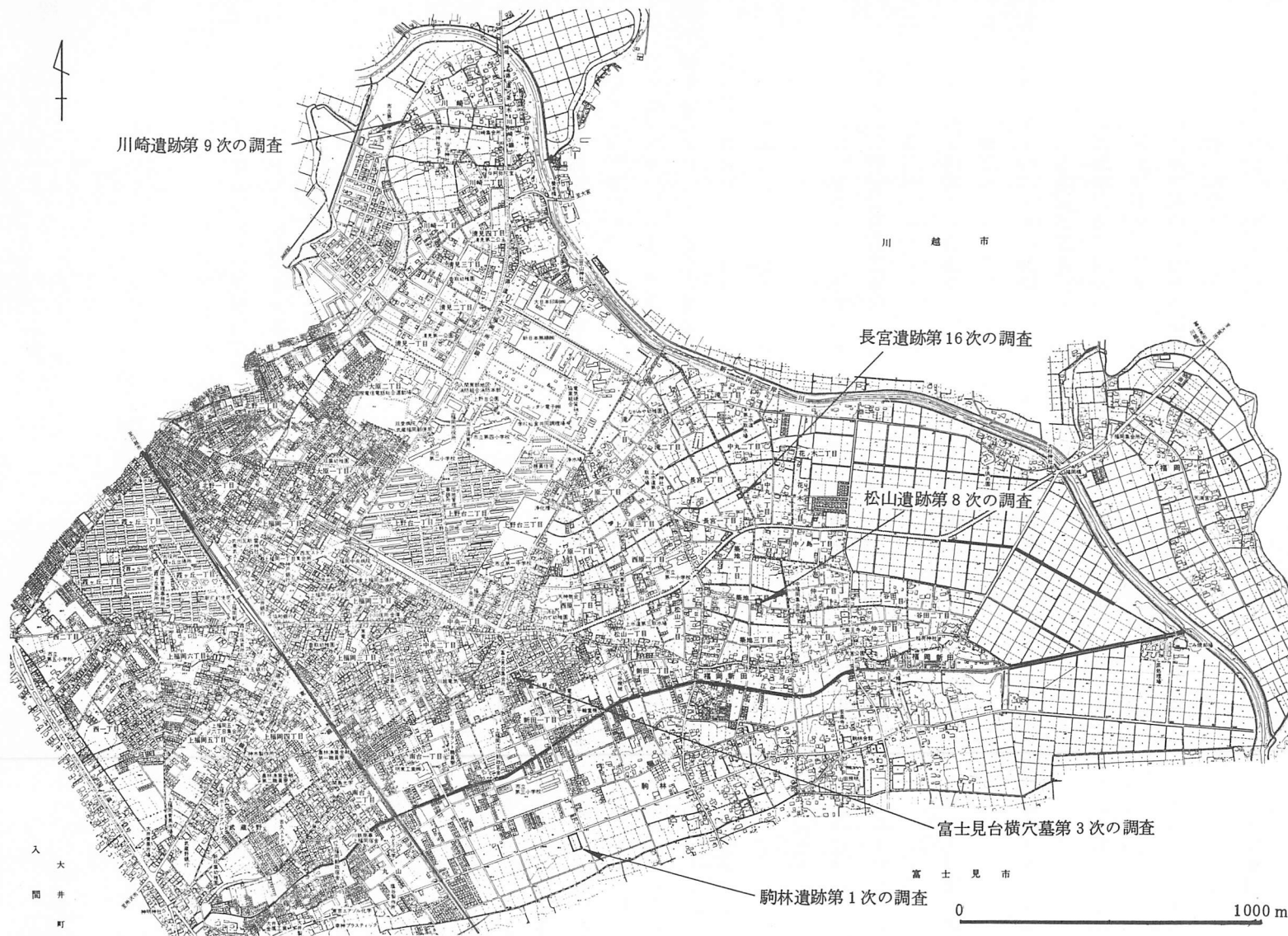
時に、近年は当市も再開発の状況を呈してきた。一昨年度は、これまで未検出であった古墳が、市道の舗装工事などで、発見された。それは再開発といえども、未だ地下の遺構は破壊されていないものがある証拠となったのである。

市では、過去8年間、国庫補助を受けてこれらの民間の小規模開発に対処するため、埋蔵文化財の調査を実施してきた。本年度は第2次5ヶ年計画の4年次にあたり、これらの遺跡調査は、庁内関係各課と連絡調整して行ったものである。すなわち農業委員会事務局から農地転用許可申請段階、また建設部建設課から開発事前協議、建築確認等の申請段階でそれぞれチェックされ、教育委員会に通知され、教育委員会は再度、遺跡地図と照会のうえ現地調査を実施し、遺跡の状況を確認したのである。そして遺跡に影響を及ぼすとみなされる開発に対して、工事主体者（原因者）に連絡し、協議を行った。その結果、教育委員会が記録保存のための発掘調査を工事主体者（原因者）から依頼され、教育委員会が発掘主体者となって調査を実施することになったものである。今年度は、下記の5遺跡に対して、調査を実施した。

（遺跡名・調査区名・所在地）	（調査原因）	（調査面積）	（調査期間）
1. 長宮遺跡第16次調査区 長宮1-4-7	個人住宅建設	173 m ²	6月9日～6月17日
2. 松山遺跡第8次調査区 築地2-4-12	個人資材置場建設	319 m ²	7月1日～7月8日
3. 駒林遺跡第1次調査区 大字駒林字南原353、354	範囲確認の試掘調査	1,536 m ²	8月13日～8月25日
4. 川崎遺跡第9次調査区 大字川崎字宮後172-1、172-2	個人住宅建設	495 m ²	9月11日～9月20日
5. 富士見台横穴墓第3次調査区 富士見台607-2	範囲確認の試掘調査	297 m ²	1月20日～1月21日

（笹森健一）

入
大
間
井
町



第3図 調査区位置図 (1/20000)

は波状口縁になるかも知れない。9～13は、いわゆる祖製土器の一群で、縄文が施文されず、器面にヘラ描きの沈線で文様がつけられたもの。11は口唇部に紐を一条廻らし、指頭により押圧を加えられたもの。10、11は口縁直下に一条の沈線が廻り、口唇部には刺突が加えられている。12は口縁部に杵状の楕円形の文様が描かれ、口唇部には、更に刺突というよりも沈線が加飾されたもの。13は、肥厚した口唇部直下に太い沈線で「—」の字状の文様が加えられている。14は、口唇部が、肥厚した無文の土器。

15、16は、安行Ⅲb～Ⅲcの沈線と列点を加えられた一群。16は列点は、小円形となっている。あるいは16は、掘の内Ⅰ式に属するものかも知れない。

17は、口唇部先端に刻目を施したもの。18は無文土器である。

19～21は、いずれも平安時代の須恵器底部の破片で、回転系切りによって底部を切り離したもの。底部の大きさから判断して、口径は10～12cm前後になるうか。なお、他に須恵器の甕形破片が数点出土しているが、図示していない。また須恵器坏形土器も他に3点程あるが、いずれも回転系切りのみによるものである。

22～24は、いわゆる布目瓦の破片である。22は丸瓦の破片で内面に「型」の組み合わせによる凹が、約3cmおきに表われている。23も丸瓦の破片で、外面の下端部はヘラで削られている。また内面には、布を縛ったと考えられる紐痕がある。24は、平瓦で、右端は面とりを鋭利に施されたものである。色調はいずれも、青褐色である。瓦の時期は、須恵器杯によって推察できるであろう。

Ⅵ 富士見台横穴墓第3次の調査

富士見台横穴墓はこれまで2回に亘って調査を行ってきた。その結果、第1次調査において2基の横穴墓を検出した。また、これ等の一連の調査の前に、道路工事中に没落したとの伝聞があることから、さらには多くの横穴墓の存在が予想される地区でもあった。しかし、この周辺は宅地の開発が既に進行し、今回の調査区以外、ほとんどが調査不可能ないしそれに近い状態となっている。

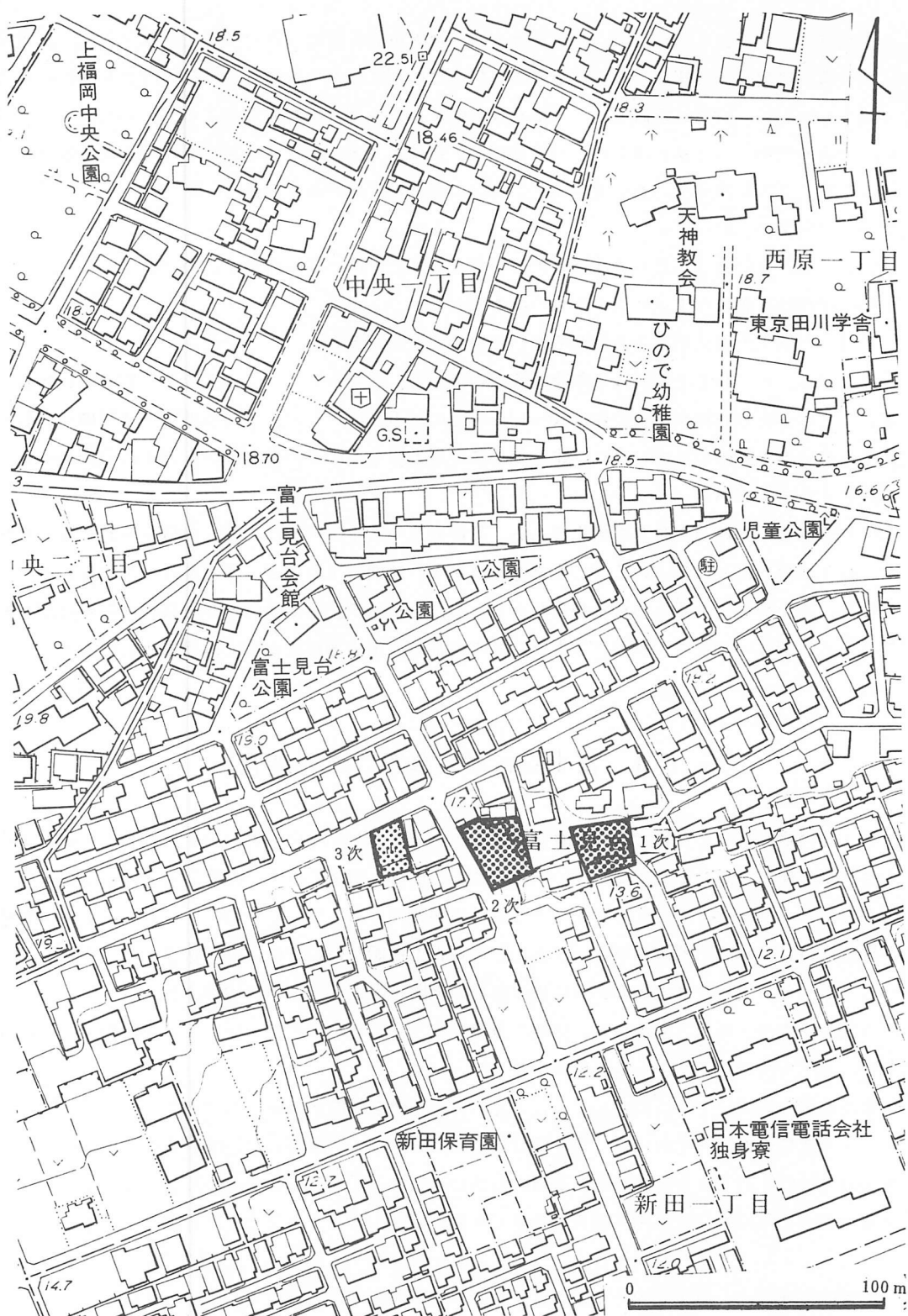
したがって、現在では地表面からは横穴墓群の範囲を限定することは困難である。

今回の調査は、森田志満氏から、該地に重機が入り、表土を除去しているとの連絡が入ったため急拠、地主大沢氏に連絡をとり、協議を行った。

その結果、現況の土地が斜面となっているので宅地化を目的としたものであるとの解答を得たため、急拠遺構の検出を宅地化の作業と同時にを行うことをもって調査した。遺構の存在か、場合によっては危険性があることなどから、遺構の有無について、是非とも必要であることなどを申し入れ遺構が存在した場合には、別に調査が必要であり、協議することを緊急に試掘調査を実施したものである。

調査区の地形は、南側に向って傾斜し、北側の道路面上は標高18mで、南側は2m程の比高差があった。

調査は、昭和62年1月20日、地主大沢登子氏から重機の提供により表土面における削り出しをローム



第14図 富士見台横穴墓第3次調査区位置図 (1/2500)



第15図 富士見台横穴墓第3次調査区全測図 (1/500)

面上で、一旦休止をもちながら、羨道等の遺構の有無を確かめながら進めた。その結果、現況においては、北側の道路に面する地区では、ローム面は地表下 1.5 m 程にあたっており、著しく表土の堆積が厚いものであることが判明し、さらに、この調査区の範囲には何等の遺構も存在しないことが明らかとなった。

したがって、周辺の調査の結果からすれば、羨道等は、もう少し現ローム面をのぼりつめた地区に存在しなくてはならないとの結論に達した。

郷土史料第34集

埼玉県上福岡市内遺跡群

埋蔵文化財の調査 (Ⅸ)

発行 1987 年 3 月 31 日

発行 埼玉県上福岡市教育委員会

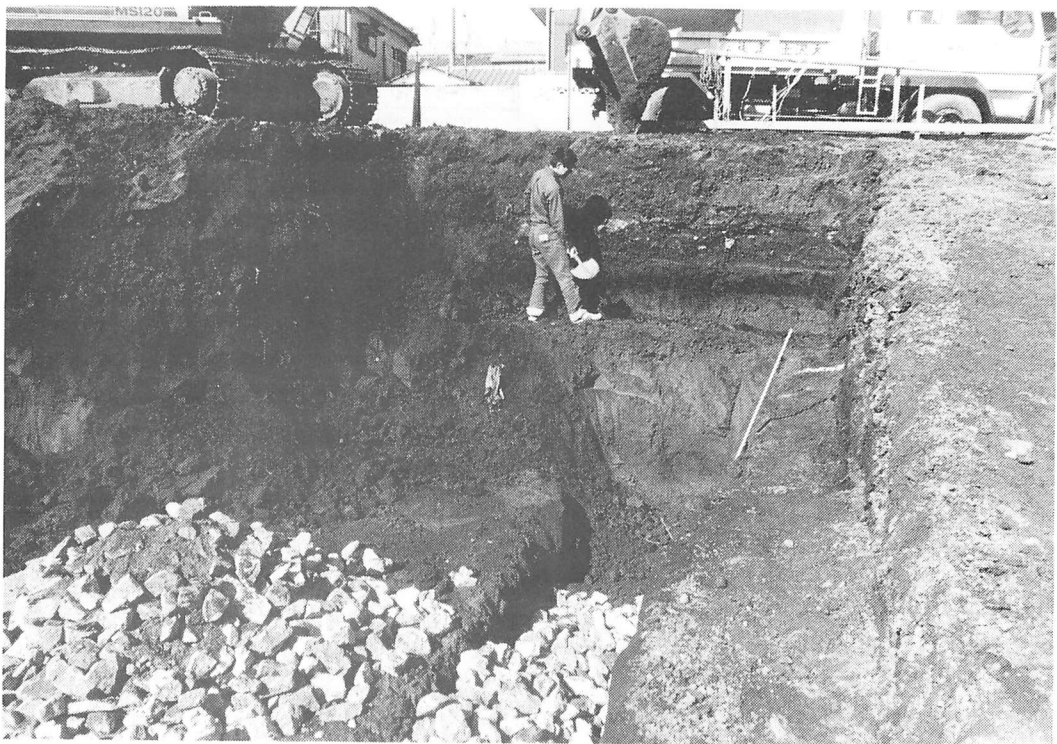
〒 356 埼玉県上福岡市福岡 1 - 1 - 2

T E L 0492-61-2611 (内641)



1 富士見台横穴墓第3次の調査（調査開始）

2 富士見台横穴墓第3次の調査（調査中）





1 富士見台横穴墓第3次の調査（調査中）

2 整理風景

